

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(消防局分)(令和7年6月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	通信指令課	238-6053	消防行政統合システム中間更新業務	株式会社日立製作所 関西支社	1,961,975,785	R7.6.16	本業務は、令和元年にシステム稼働を開始した消防行政統合システムを令和7、8、9年度に中間更新を実施するものであり、システムの健全性を念頭においた設備更新及び機能強化を行い、システムの安全性を高め、より迅速性、確実性、可用性を高めることを目的としている。 当該システムを継続的かつ円滑に使用しながら、中間更新における上記目的を達成するためには、現行システムの設備機能の健全性を担保しながら、システム機器の更新を行う必要があり、また、機能強化においては現行システムに影響を与えないように構築しなければならない。今回の更新ではアプリケーションの新規開発を行うものではなく、既存システムの機器更新を主たる目的としているため、現行システムの機能を維持しつつ、必要な機能強化を実現することが求められる。これらを行うためには、複雑に連携するシステムに対し、システムに与える影響の範囲を詳細に捉え、必要な設定変更内容の精査を行う必要があり、当該システムに係る詳細な知識や技術が必須であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、影響範囲の誤認や必要な機能等の不備により、重大なシステム障害を発生させ、指令の遅延、システムの停止などが発生し、本市の消防行政に多大な影響を及ぼす恐れがあり、市民の安全にも重大な影響を及ぼすことになる。 以上により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有し、本業務の実施設計及び当該システムの構築を行った株式会社日立製作所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	1者随契	
2	救急課	238-6049	令和7年度ストレッチャー保守点検業務	日本船舶薬品株式会社 大阪支店	3,234,000	R7.6.18	当該業務は、高規格救急自動車に搭載しているストレッチャーの安全性を高めるとともに潜在的な異常を早期に発見して未然に事故等を防止し、長期間に渡り良好な状態に維持することを目的として、専門的な知識及び技術に基づく動作確認や付属消耗品等の点検を行うものである。 米国ファーノ・ワシントン社製の当該ストレッチャーにおける消防機関向けの販売や修理等については、国内支店であるファーノ・ジャパン・インク日本支社から代理店証明を受けた当該業者のみが請け負っており、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 よって、本業務を履行できるものは、日本船舶薬品株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	